

瀬戸市告示第114号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の全部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「改正前令」という。）第158条第1項、同令第158条の2第1項の規定に基づき、瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、改正前令第158条第2項及び同令第158条の2第6項の規定により告示する。

| 委託する事務 | 委託を受ける者 |
|------------------------------------|--|
| 一般廃棄物処理手数料（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）の収納事務 | 日本郵便株式会社（瀬戸郵便局、品野郵便局、瀬戸追分郵便局、瀬戸刎田郵便局、瀬戸水野郵便局、瀬戸元町郵便局、瀬戸赤津郵便局、瀬戸效範郵便局、瀬戸菱野郵便局、瀬戸記念橋郵便局、瀬戸はぎの台郵便局、瀬戸山口郵便局、瀬戸幡山郵便局、瀬戸陶原郵便局、瀬戸南山郵便局） |